

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丹波篠山市長

|                   |                                                                          |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 丹波篠山市<br>(282219)                                                        |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 味間地区<br>東吹上、東吹中、東吹下、吹新、網掛、東古佐、西吹、西古佐、味間北、<br>味間奥、味間南、味間新、中野、大沢、弁天、大沢新、杉) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和8年7月7日                                                                 |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・昭和60年代から平成初期にかけて農地の基盤整備事業を実施している。  
・担い手は認定農業者10名、集落営農組織は7組織で内集落営農法人は2組織、これ以外に経営規模拡大を志向する農業者が5名いる。  
・多面的機能支払交付金を活用する5組織(17集落)、中山間地域等直接支払事業を活用する1組織により、遊休農地対策や農業用施設の維持管理及び長寿命化に取り組んでいる。また、集落単位又は広域的エリアを対象とした草刈り隊(4組織)が地区の農村環境を維持している。  
・鳥獣被害防護柵は平成14年に味間奥、味間北地区に設置(3.2km)、平成16年に味間南地区、西古佐地区に設置(1.3km)  
○令和5年度農業者意向調査結果 ※カッコは市平均値  
・70才以上の農業者の「後継者なし農家」の割合は57.1%(60.7%)、耕作可能な期間が3年から5年以内の農地(筆数)は48.3%(42.3%)、獣害被害の農地面積は10%(31%)  
○令和5年度主要作物の作付状況 ※カッコは地区に占める割合。  
・水稻180ha(62%)黒大豆41ha(14%)黒枝豆16ha(5%)が栽培されている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を中心に特産物である黒大豆、黒大豆枝豆の生産量を維持する。  
・その他特産物(小豆、山の芋、栗、茶等)の栽培及び畜産とする。  
・水稻における減農薬・減化学肥料、生物多様性に配慮した栽培を進める。  
・農地の多面的機能を維持するため定期的な施設点検及び共同活動を進める。  
・経営規模拡大を志向する農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等を中心に担っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 254.0 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 202.6 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha     |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
・令和8年7月7日、意見募集による協議の場において、8筆6,139㎡を区域から除外することを確認した。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                                                                                                                                                                               |
| 現在の経営体の営農継続が困難になった場合は、農業委員・農地利用最適化推進委員・農政協力員と調整し新たな担い手への農地利用を進める。その都度、地域計画の見直しや変更を行い地区内の農地利用の最適化を図る。                                                                                                                                                           |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                                                                                                                                                                               |
| 今後の農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行い農地利用最適化推進委員及び農政協力員と調整し段階的に集約化を図る。                                                                                                                                                                                                  |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                                                                                                                                                                                |
| 味間地区における農業基盤整備は昭和60年代から平成初期にかけて整備されており農業用施設の老朽化が顕著である。軽微な修繕や部分的な更新については多面的機能支払交付金を活用していく一方で、大規模な農業用施設の更新については国の補助事業を活用するなど計画的な整備を進める。<br>また、地区の主水源であるため池についても防災減災の観点から順次整備を進めている。<br>令和7年度以降の事業計画：「味間奥：農村地区防災減災事業（水坂上池ため池整備工事）」<br>「味間北：水利施設等整備事業（パイプライン更新工事）」 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                                                                                                                                                                           |
| ・認定農業者や新規就農者、集落営農組織会員の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。<br>・地区内外から多様な経営体を募り地区（集落）と担い手が定期的に話し合う場を設けるなど、継続的に担い手が確保できるよう地区と担い手とが相互に協力連携していく。                                                                                                             |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                                                                                                                                                                            |
| ・地区の生産組合へ農作業を委託し、設備投資を抑え作業の効率化を図る。<br>・作業の効率化が期待できる水稻防除作業はJA丹波ささやまへの委託を進める。                                                                                                                                                                                    |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

|                                               |                                                 |                                             |                                            |                                          |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④輸出    | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他            |

#### 【選択した上記の取組方針】

- ① 既存の獣害防護柵がある地エリアは補修や定期的な見回りを行い維持管理等を行う。獣害防護柵がなくシカやイノシシによる農作物被害があるエリアは獣害防護柵の設置を検討する。
- ② 化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし生物多様性に配慮した農作物の栽培に取り組んでいく。
- ③ 土壌水分計を用いた計測と情報発信、ドローン防除などスマート農業機械の導入等を支援し、省力化、高品質化に努める。
- ④ 水田を基本とするが畑地化の要望があれば畑地化促進事業等を活用する。  
国外における本市の農畜産物及びその加工食品のPR及び消費拡大を図る。
- ⑤ 栗の樹園地整備や苗木の購入、省力化機械の導入支援により園地の拡大や品質の向上に努める。
- ⑦ 耕作を継続することが困難な農地については、草刈り等の維持管理、粗放的な利用を検討する。  
中山間地域等直接支払交付金を活用し、条件不利な中山間地における農業生産活動を支援していく。
- ⑧ 多面的機能支払交付金資源向上及び長寿命化を活用し農業用施設の修繕・更新を行っていく。
- ⑨ 稲わらや飼料作物の耕種農家と畜産農家の耕畜連携を推進し資源循環の取組拡大を推進する。